

令和 4 年度第 2 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 4 年 4 月 2 6 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 1 2〕

① 件 名
濃厚接触者に対する生活物資緊急支援について（新型コロナウイルス感染症対策）
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b> 国内における新型コロナウイルス感染症の新規感染者は緩やかに減少しているが、年度末から年度初めにかけて、人の移動などで感染リスクが高まる時期を迎える中、増加に転じる日もあり、収束する兆しが見えない状況が続いている。</p> <p>本市においても、新規感染者が連日確認されているが、その感染者の濃厚接触者の対応については、7 日間の外出自粛やリスクの高い場所の利用や会食等を避けるよう、宮城県から要請されているところであり、自宅待機を余儀なくされている濃厚接触者への支援が求められている。</p> <p><b>【目的】</b> 新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者のうち、自宅待機期間中に生活用品の調達が困難で生活に支障をきたしている方に対し、緊急的に生活用品等の支援を行い、感染拡大の防止とともに、生活不安の解消に繋げる。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）</p> <p><b>【〔個別計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</b></p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 3 月～4 月 健康部協議 関係部協議 市長及び保健福祉部協議</p>
⑤ 主な内容
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援対象者 保健所又は施設管理者から濃厚接触者と判断され、自宅待機を余儀なくされた者のうち、近隣に支援してくれる方がいない等、生活用品の調達が困難で生活に支障をきたしている世帯</li> <li>2 配送物品 1 世帯につき 3 日分程度の食糧品及び日用品（1 世帯に対して約 1 万円程度） ○食料品（ごはん（パック）、レトルト食品、缶詰、飲料水等） ○日用品（ティッシュ、トイレトペーパー等）</li> <li>3 支給回数 世帯につき 1 回限り</li> <li>4 受付方法 健康推進課において、電話により申請を受付する。 受付時間は、平日の午前 9 時から午後 3 時まで</li> <li>5 配送方法 申請日の翌々日までに申請者の自宅玄関先に置く、「宅配」により行う。</li> <li>6 受付期間 令和 4 年 5 月上旬～令和 5 年 3 月 3 1 日</li> </ol>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】          自宅待機を余儀なくされている方の生活不安の解消とともに、外出を控え感染リスクを抑えることで、感染拡大の防止に寄与する。</p> <p>【市財政への負担】          令和4年度感染症予防事業費（新型コロナウイルス対策分）          @12,000（箱代・送料含む）×20世帯／日×180日＝43,200千円（当面は現計予算で対応）          （財源）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国）10／10</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>【他市町の実施状況】          県内では東松島市、女川町、栗原市、塩竈市等で事業を実施</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和4年4月 石巻市新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に対する生活物資緊急支援要綱制定（施行予定年月日：令和4年5月1日）          5月上旬 事業開始（周知、申請受付）          6月 市議会第2回定例会に補正予算案を提案</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>